

《観光文教委員会(令和2年6月5日)》

〈要旨〉

- 1 「臨時休業に伴う子どもを虐待や体罰から守るための対応について」
- 2 「臨時休業に伴う障害のある子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援について」
- 3 「臨時休業に伴う『こころのバリアフリー』の対応について」
- 4 「臨時休業の実施に係る考え方について」
- 5 「臨時休業に伴う貧困世帯の児童生徒への対応について」
- 6 「臨時休業に伴う特別に支援を要する子どもの家庭学習について」
- 7 「オンライン授業等の『授業のユニバーサルデザイン』の考え方について」
- 8 「図書館休館に伴う子どもの読書活動について」
- 9 「図書館休館に伴う図書館職員の業務について」
- 10 「臨時休業後の学校再開の具体的な方向性と対応策について」

〈文書質問〉

新型コロナウイルス感染症対応について

1 「臨時休業に伴う子どもを虐待や体罰から守るための対応について」

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため全国各地で、不要不急の外出自粛要請や在宅勤務が呼びかけられる中、学校の休業が続き家庭内でのストレスによるDV＝ドメスティックバイオレンスや児童虐待の増加が懸念されます。

奈良市においても、児童虐待相談件数が、極端に減少しているとのことであり、通常の夏季休業中と比べても、児童虐待相談件数が減少しています。

その大きな要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校等の臨時休業による学校からの児童虐待相談件数の極端な減少にあり、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、不要不急の外出自粛が呼びかけられているため、これまで少なからず学校関係者や外部の目が届いていたものが、全くといっていいほど届かなくなっていることです。

今後、更なる臨時休業の延長も考えられる中、家庭内でのストレスがさらに高まること懸念されます。学校が再開され、児童生徒が登校してから児童虐待の疑いが発見されるようなことがあってはなりません。

よって、奈良市、市教育委員会は、それぞれが主体性を持って、その上で関係部署とも連携を密にし、子どもを虐待や体罰から守るため、積極的に関与し、虐待や体罰等にさら

されている子どもの早期発見や子どもからの SOS を察知できるよう、家庭訪問、電話連絡など、子どもが置かれている状況の定期的な把握や、特に日頃から気になっている子どもに変わった様子がないかなど子どもの変化に気づくなど、子どもへの聞き取りやアンケート、声かけなどを実施し、やむをえない場合には緊急避難的な支援も講じるよう、要望書にて求めました。

それらについての市教育委員会としての認識と、要望書提出（4月13日）までに行ってきた対応、それ以降行っている対応をお答えください。

「臨時休業に伴う子どもを虐待や体罰から守るための対応について」(回答)

学校の臨時休業延長に伴う在宅時間の長期化や保護者の就業不安等へのストレスが、児童虐待を引き起こしたり、深刻化させたりすることが懸念されます。本市が4月に実施した「休み中の生活調べ」では、小中学校ともに2割近い児童生徒が「休み中の生活に不安がある」と回答しています。学校で児童生徒の様子を確認することが難しい状況にある中で、定期的に直接電話等で会話するなどして、自宅で過ごす児童生徒やその保護者の状況を的確に把握するよう努めることが必要であると認識しています。

小学校での預かりやバンビーホームの特別保育を利用している児童に対しては、児童虐待防止の観点からも丁寧な観察を行い、虐待の形跡や子どもからの SOS を見逃すことのないよう努めるとともに、保護者が来校された折には、家庭での子どもの様子や保護者の困り感の把握に努めるよう担当課より各学校に通知しています。

また、相談窓口として本市が開設する「ストップいじめならダイヤル」や SNS によるいじめ相談アプリ「ストップイット」では、いじめに限らず広く相談に応じるよう対応の幅を広げて運用しています。悩みを抱えた児童生徒が利用できるよう、こうした相談窓口の一覧を学校から各家庭に配付し、併せて学校や市教育委員会のホームページに掲載するなどして周知を図っています。

特に心配な情報があれば、子育て相談課やこども家庭相談センターとともに市教育委員会からも担当課が学校へ出向き、必要に応じて当該児童生徒やその保護者に直接対応しています。さらに、学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーが必要な支援の見立てを行い、福祉等の関係機関との連携・調整にあたっています。

要保護児童対策地域協議会の支援対象となっている児童生徒については、市教育委員会から学校への定期的な状況確認を行い、要保護児童対策地域協議会の調整機関である子育て相談課と情報共有して継続的な状況把握に努めています。

「臨時休業に伴う子どもを虐待や体罰から守るための対応について」(意見要望)

学校の臨時休業中、丁寧な対応をしていただき、教育委員会、学校現場の方々、関係者

の方々には、感謝しております。

その上で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深刻化が懸念されています。

そのため学校再開している現在、きめ細かな健康観察などにより児童生徒の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関などによる支援に確実につなげることを要望し、また、欠席している児童生徒等に対しても、児童生徒の状況を把握することを要望します。

特に、新入生や転入生に関しては、前年度からの変化に気づくことが困難であるため、電話などにより保護者や学校間での情報交換、引継ぎを綿密に行い、虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応するよう要望します。

また、虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がとれないや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、早期対応の観点からいじめ防止生徒指導課、子育て相談課、児童相談所に通告することが重要で、迷いや疑義がある場合はいじめ防止生徒指導課、子育て相談課に通告・相談するなど早期対応するよう学校現場に徹底していただくことを要望します。

2 「臨時休業に伴う障害のある子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援について」

臨時休業が続く中、軽度・重度にかかわらず、障害のある子どもをお持ちのご家族は、これまで学校等に通わせている時間に心の余裕が少なからずできていましたが、現状では介助にかかる家族の負担が増し、家族全員が心身ともに疲れ果て、最悪の事態にも繋がりがねません。

学校の臨時休業が始まった当初、次のようなことを伺いました。

「テレビや新聞では、障害のある子を持つ親子の大変さは全くと言っていいほど報道されません。特別支援学校も突然休校になり、精神的にも、体力的にも大変な事になっています。」

これが障害のある子どもを持つ親の本当の心境です。

現在奈良市では、放課後デイサービスの緩和の対応をしていますが、それを利用していないご家庭や、サービスを必要としているご家族に届いていないように思われます。

そこで、必要としている人に必要な情報が届く仕組みの構築を求めるとともに、障害のある人の介助にかかる家族のより一層の負担軽減を要望書にて求めました。

また、インクルーシブ教育システムを推進している市教育委員会には、市内の学校に多くの障害のある児童生徒が在籍しています。

そのような子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援を福祉の観点からも、市教育委員会は積極的に果たす義務があります。

そこでこれらの懸念を解決していくため、学校現場にある多くの情報の活用や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援を活用し、積極的な関与と児童生徒へのケアや家庭への負担軽減を要望書にて求めましたが、それらについての市教育委員会としての認識と、要望書提出（4月13日）までに行なってきた対応、それ以降行なっている対応をお答えください。

「臨時休業に伴う障害のある子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援について」（回答）

特別な支援を要する児童について、4月中の小学校の受入れを利用している児童は、市全体として特別支援学級に在籍している児童のおよそ2割から3割程度となっています。また、家庭で過ごしている児童の中には、民間のデイサービス等を利用している児童もあり、家庭の意向を聞く中で、市教育委員会と障がい福祉課等関係機関が連携し、必要な児童生徒に必要な手立てができるよう支援に取り組んでいるところでございます。

令和2年3月2日に臨時休業が始まってから、各校で個別に課題を設定するなど、個々の特性に応じて対応を行っております。臨時休業期間中の小学校での受入れにおきましても、児童生徒の特性や個別の障がいに沿った支援方法について各校において、家庭と相談しながら児童の実態に応じた支援を行っております。

また、令和2年4月22日付け教育支援・相談課事務連絡「臨時休業中の特別な配慮を要する児童生徒の現状の把握について」を示し、特別支援教育コーディネーターの教員を中心に、児童生徒の休業中の様子や家庭での状況等を丁寧に把握し、必要に応じて教育相談や外部機関との連携を図るなど、一人ひとりの特性に応じて適切な支援や配慮を行うことができるよう体制をとっております。

なお、臨時休業期間中の小学校での特別受入れについて、令和2年4月28日付け奈教学第155号「児童の特別受入れの延長について」において、「支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合」と受入対象をより具体的に示し、継続して対応しております。

「臨時休業に伴う障害のある子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援について」（意見要望）

丁寧なご対応ありがとうございます。

今回教育委員会としては、臨時休業期間中の小学校での特別受入れて、「支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合」のご家庭があった場合には、拒否をせず受入対

象措置を想定していたと考えます。

「支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合」の一言が文面に書かれているのと書かれていないでは、障害のある子どもを育てておられるご家族の心の余裕は大きく変わりますので、今後も同様のことが起きた場合には、そのような視点も含んだご対応を要望します。

これについては、私自身もあるご家庭から現状の声をいただき、それを身に染みて実感していますので、よろしくお願いします。

また学校再開に伴い、障害のある児童生徒の状況がより見えてくると思います。

臨時休業中にとっておられる、特別支援教育コーディネーターの教員を中心に、児童生徒の休業中の様子や家庭での状況等を丁寧に把握し、必要に応じて教育相談や外部機関との連携を図るなど、一人ひとりの特性に応じて適切な支援や配慮を行うことができるよう体制を引き続きとっていただき、児童生徒一人ひとりの特性に応じた教育をしていただくことを要望します。

3 「臨時休業に伴う『こころのバリアフリー』の対応について」

奈良市でも新型コロナウイルス感染症の予防対策として、①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」と、3つの条件がそろった場所が集団感染のリスクが高い。だから3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。そして、「密」を避けてください。と呼びかけています。また感染防止対策として多くの職員がマスク着用し執務を行っています。多くの方がマスクをされていますが、それにより聴覚障害の方で、普段読唇術で相手の話を理解される方は、マスクで口元が見えず、話が理解できないだけでなく、緊急な場合に相手に話しかけたくても、③間近で会話や発声をするのが駄目と、マスクを取って教えてほしいと言い出しにくい状況が出てくる懸念があります。

また、市役所などで視覚障害の方が困っておられるのに、③間近で会話や声がけをすることが駄目と手を差し伸べないようなことが懸念されます。

こうした現状は、奈良市バリアフリー基本構想推進協議会の委員の方も同じ懸念を表明されています。

よってこのようなことのないよう、市役所等、市の管理施設において、障害のある方への配慮を要望書にて求めました。

また市長及び教育長は、特に発信力の高い立場でもあり、行政の執行機関のトップとして様々な権限を持っておられます。これまで市教育委員会等に対して同様の趣旨を伝えていますが、市民の皆様が新型コロナウイルス感染症の発信をする際には、特に社会的弱者への配慮をしていただき、「こころのバリアフリー」にも繋がるよう、より一層連携を強められ、対応されるよう、要望書にて求めました。

それらについての市教育委員会としての認識と、要望書提出（4月13日）までに行なってきた対応、それ以降行なっている対応をお答えください。

「臨時休業に伴う『こころのバリアフリー』の対応について」（回答）

新型コロナウイルス感染症への対応に拘わらず、社会的弱者への配慮は必要であることから、これまでと同様、障害の状況等に応じて、文字情報や図なども活用し、丁寧に対応できるように、引き続き職員の意識を高めてまいります。

「臨時休業に伴う『こころのバリアフリー』の対応について」（意見要望）

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒、外国人生徒、感染者、濃厚接触者、医療従事者などとその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではありません。

また、「マスクをしていない」「咳をしている」「登校時の検温で熱がある」「医師の指示により出席を控えている」などの児童生徒への偏見や差別や生じないようにしなければなりません。

障害の状況等に応じて、文字情報や図なども活用し、丁寧に対応をできるように、職員の意識を高めるだけでなく、前段に申したことも含めて児童生徒に理解してもらう教育をしていただくことを要望します。

また追加の要望書で触れていますが、相手の口の形を読み取ってコミュニケーションを取ることの多い聴覚障害者は、「マスクをしている人が多く、口の形を読み取って会話することが難しい」といった内容をアンケートで答えています。

奈良市にも聴覚障害の児童生徒がおられますので、伊丹市の「手作り透明マスクの動画」や小郡市の「手話通訳用透明マスクの作り方」と型紙を利用するなどして、学校現場に透明マスクを導入するよう要望します。

4 「臨時休業の実施に係る考え方について」

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」について、政府は対象地域を全国に拡大されました。それに伴い、奈良市も様々な措置や対応を行なっておられます。

国は、学校を臨時休業する場合の子どもの居場所の確保について、保護者が医療従事者である場合、保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な場合や、障害があり一人で過ごすことが難しい場合等に対応することと示しています。

また居場所の確保を実施するにあたっては、給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供すること等、地域の実情やニーズに応じて対応をすることも求めています。

一方で、奈良市のこども園、保育園、市立小学校及びバンビーホームの緊急事態宣言の発出に伴う特別保育や小学校児童の特別受入れへの移行については、医療従事者、警察・消防・介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合と示されていますが、障害があり一人で過ごすことが難しい場合は明記されていません。

臨時休業が続く中、障害のある子どもをお持ちのご家族は、これまで学校等に通わせている時間に心の余裕が少なからずできていましたが、現状では介助にかかる家族の負担が増し、家族全員が心身ともに疲れ果て、最悪の事態にも繋がりがねません。

この緊急事態宣言を受けて、人との接触を8割減らすため、市民の皆様には一人ひとりが自らできる行動を行い協力してくださっています。その気持ちは、障害のある子どもをお持ちのご家族も一緒に、全面的に協力してくださっています。

しかしながら、障害があり一人で過ごすことが難しい場合も出てくるかとも思います。その時は、奈良市や市教育委員会が全面的に支えるという姿勢を見せるべきであります。

奈良市や市教育委員会が示す「その他やむを得ない理由がある場合」に、障害があり一人で過ごすことが難しい場合も含まれているのかもしれませんが。しかしその通知にその言葉を付け加えるだけで、障害のある子どもをお持ちのご家族の心の負担は大きく変わります。

そこで、障害のある子どもをお持ちのご家族に対して、特別受入れへの周知をしていただくことを要望書にて求めました。

それらについての市教育委員会としての認識と、要望書提出（4月23日）以降に行ってきた対応をお答えください。

「臨時休業の実施に係る考え方について」(回答)

この度の市立小学校の特別受入れ及びバンビーホームにおける特別保育への移行については、政府の緊急事態宣言を受け、子どもたちの安全確保や感染予防を図るための対応として、児童の保護者が医療従事者や警察、消防等に勤務し社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方や、これには該当しない方でもやむを得ない理由のある場合には対象とさせていただいております。

この特別受入れや特別保育については、保護者がその業種に関わらず就業を継続する必要がある場合等で、支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合等も、「その他やむを得ない理由がある場合」として特別預かり及び特別保育の対象と考えております。

なお、保護者にとってより分かり易くするため、令和2年4月28日付けの特別受入れ及び特別保育の延長に関する通知においては、その対象者として「支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合」を追加し、お知らせをしたところです。

「臨時休業の実施に係る考え方について」(意見要望)

丁寧なご対応ありがとうございます。

これにつきましては、「臨時休業に伴う障害のある子どもたちや、それを取り巻く家庭への支援について」で同様の意見要望を述べていますが、「支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合」の一言が文面に書かれているのと書かれていないでは、障害のある子どもを育てておられるご家族の心の余裕は大きく変わりますので、今後も同様のことが起きた場合には、そのような視点も含んだご対応を要望します。

5 「臨時休業に伴う貧困世帯の児童生徒への対応について」

通常の夏季休業が終わると痩せて登校する児童生徒がいます。痩せる理由は、夏休み中は給食がなく、家庭では十分な栄養を取れず、痩せてしまうからです。このような貧困家庭の児童生徒が現在どのような状況であるのか心配でなりません。

そこで、貧困などで十分な食事が取れない児童生徒の把握と支援を要望書にて求めましたが、それらについての市教育委員会としての認識と、要望書提出(4月13日)までに行ってきた対応、それ以降行っている対応をお答えください。

また給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することについても、代替案も考慮に入れながら、検討していただくことを求めました。その検討結果をお答えください。

「臨時休業に伴う貧困世帯の児童生徒への対応について」(回答)

学校現場において、「子どもの貧困」は極めて深刻な問題であり、表面化しにくい課題の一つです。臨時休業の延長に伴い、学校で児童生徒の様子を確認することが難しい状況が続く中で、子どもの生活実態を把握し、貧困に係る課題を発見して専門的な支援につなげることの必要性を認識しています。

各学校に対しては、電話等を通じ、自宅で過ごす児童生徒やその保護者との連絡を密にし、定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握するよう通知し、気になる児童生徒や保護者には、電話等で会話するなどして状況の的確な把握に努め、必要に応じて相談窓口や関係機関へつなぐよう求めています。

心配な状況があれば、各学校から市教育委員会の担当課に連絡が入り、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用して、福祉部局や関係機関と連携した包括的な支援につ

なげていきます。また、ケースに応じて、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者への心理的なアプローチなどの対応を行っています。

令和2年5月1日付第222号文部科学省発出「新型コロナウイルスの感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」では、学校給食（昼食提供）の工夫について示されたことにより、学校給食（昼食提供）の提供方法について柔軟な対応ができることとなりました。

しかし、給食の調理場や調理員を活用した昼食の提供については、様々な観点から検討を行いました。調理方法、アレルギー対応、衛生管理等の課題が多いことから、臨時休業期間中の昼食提供については、現状では困難であると判断しております。

しかしながら、今後の長期休業等を想定し、現状の課題を踏まえ、他市の状況調査及び研究してまいりたいと考えております。

「臨時休業に伴う貧困世帯の児童生徒への対応について」（意見要望）

質問でも書いているように、通常の夏季休業が終わると痩せて登校する児童生徒がいます。痩せる理由は、夏休み中は給食がなく、家庭では十分な栄養を取れず、痩せてしまうからです。

今回は、夏休みの日数をはるかに超える休みとなっています。学校再開に伴い、児童生徒の状況が把握できていると思いますので、支援が必要と判断されれば速やかにご対応いただくことをまず要望します。

その上で、臨時休業中に学校現場では教員が配布資料などをポスティングされていたと伺っています。学校に登校してからでは遅い場合も想定されますので、ポスティングの際に、窓越しに児童生徒の表情を確認するなどの対応を今後はしていただくことを要望します。

またこれについては、他の自治体で行っていた事例もあります。その自治体は、使用予定だった給食の食材をお弁当に利用して、児童生徒に持って行ったようですが、お弁当を配布することは目的ではなく手段で、児童生徒の状態を確認することが主目的だったとようであります。

給食の活用は、一部の児童生徒にとっては十分な栄養をとっていただける重要なものです。給食が困難であるのなら、子ども食堂と連携するなど、様々な支援を活用して、児童生徒が学校に登校している時と同様に健康に生活できる体制を構築することを要望します。

6 「臨時休業に伴う特別に支援を要する子どもの家庭学習について」

奈良市で、タブレット端末やスマートフォンを活用した在宅での学習が始まりました。

しかしながら、家庭ですべての子どもが等しく ICT 教育を受けることができるのか、懸念があります。

平成 29 年告示の小学校学習指導要領・中学校学習指導要領では、各教科の指導で障害のある児童生徒に対して指導内容や指導方法の工夫を行うことが明記されています。

文部科学省が平成 24 年に実施した調査によると、公立小・中学校の通常の学級に在籍する、知的な遅れはないものの発達障害の可能性のある児童生徒は、6.5%程度と推計されています。今回の学習指導要領の記述は、このような普通学級に在籍する児童生徒への配慮が背景にあるようです。

障害のある児童生徒が学習活動を行う場合に生じる困難さには、見えにくさ・聞こえにくさ・移動の制約・健康面や安全面の制約・発音のしにくさ・心理的な不安定・人間関係の困難さ・読み書きや計算等の困難さ・集中力を持続することが苦手などいろいろなケースがあります。このような一人一人の学習上の困難さに応じた内容や指導方法の工夫を、全ての教科等において行うことが求められています。

これらを鑑みると、奈良市で始まるタブレット端末やスマートフォンを活用した在宅での学習が、身体・知的・発達・学習に関わるさまざまな障害・疾病を持つ子どもたちの教育においても、それぞれのニーズに合わせた対応が求められます。

国は臨時休業等が続いた場合であっても、児童生徒が授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、令和 2 年 4 月 10 日付「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において、教育委員会や学校等に必要な措置を講じることを依頼し、具体的に、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。

現場の判断で、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、先生は個別に一人一人対応されていると聞き及んでいますが、個別の対応ではなく、教育委員会として対応策を講じる必要があると考えます。

よって、インクルーシブ教育システムを進める市教育委員会において、普通学級や特別支援学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対しての臨時休業中の家庭学習などの具体的な対応を要望書にて求めました。

それらについての市教育委員会としての考えと、要望書提出（4 月 23 日）以降行ってきた具体的な対応をお答えください。

「臨時休業に伴う特別に支援を要する子どもの家庭学習について」（回答）

特別支援学級に在籍する児童生徒に対しての臨時休業中の家庭学習につきましては、教

科の学習だけでなく自立活動に関する学習など、一人一人の特性に応じて学習できるよう、各校で課題を作成し、支援しているところです。

現在、市教育委員会では、臨時休業中の児童生徒への学習支援の一つとしてオンラインで学習内容を配信しておりますが、同時に各校では、児童生徒一人一人の特性に合わせた学習計画に沿って対応を行っております。

また、家庭への支援の回答でお示しさせていただきました令和2年4月22日付け事務連絡「臨時休業中の特別な支援を要する児童生徒の現状の把握について」に加え、5月13日から教育支援・相談課担当が直接各学校向けに聞き取り調査を行い、特別な支援を要する児童生徒への対応状況の把握や、対応方法に関わるアドバイスを行っております。

今後、学校再開時に児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、児童生徒や家庭の思いにも寄り添い、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

「臨時休業に伴う特別に支援を要する子どもの家庭学習について」(意見要望)

丁寧なご対応ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により長期化する学校休業を受け、大阪府の支援学校に勤務する先生が、自身が作成したプリント教材やオンライン授業に役立つ関連サイトなどをまとめたホームページ(ダッシュユニンの特別支援教材室)の運営を始めています。

大阪府では3月上旬から休業が始まっており、感染拡大の懸念から生徒の自宅を訪問することなどが難しい中、子どもたちへ十分な学習環境を用意してあげたいとしてそのホームページを立ち上げたそうです。

新型コロナウイルス感染症の第二波第三波も想定される中、今後再度オンライン授業の取組が重要な学びの一つになると考えられますので、早急にダッシュユニンの特別支援教材室などを調査・研究し、身体・知的・発達・学習に関わるさまざまな障害・疾病を持つ子どもたちの教育において、それぞれのニーズに合わせたオンライン授業ができる体制を整えていただくよう要望します。

7 「オンライン授業等の『授業のユニバーサルデザイン』の考え方について」

学習上の困難さがある児童生徒にとって学びやすいように指導方法等を工夫改善することは、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業をつくることに繋がります。これが授業のユニバーサルデザインの考え方です。オンライン授業や動画配信授業に、授業のユニバーサルデザインの考え方を取り入れることを要望書にて求めました。

それらについての市教育委員会としての考えと、要望書提出(4月23日)以降行なってきた具体的な対応をお答えください。

「オンライン授業等の『授業のユニバーサルデザイン』の考え方について」(回答)

本市では、臨時休業中における市立学校に通う児童生徒への学習支援策として、4月14日からは指導主事によるデモ動画配信を行っています。

その後、オンラインを活用した学習支援の取組として、指導主事による学習支援動画を配信することとし、5月1日から配信し、5月11日からは時間割を示しながら動画配信を行っています。

この動画を作成するにあたり、全ての児童生徒にとってわかりやすく、情報を正確に伝えることができるように努めています。具体的には、画面上で提示する学習内容を焦点化することで理解しやすくしたり、具体物やスライド資料を活用して視覚的に捉えやすくしたりするなどの工夫を行っています。また、板書する際には使用する色を2色にしたり、スライド資料を使用する場合は、UDフォントを使用したりするなどの対応も行っています。

今後も、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた学習支援動画作成に取り組んでいきます。

「オンライン授業等の『授業のユニバーサルデザイン』の考え方について」(意見要望)

全ての児童生徒にとってわかりやすく、情報を正確に伝えることができるよう、一つ一つできる範囲の中で、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた学習支援動画作成に取り組んでいただきありがとうございます。

今回のオンライン授業の目的には、オンライン授業を午前中から行い、児童生徒に規則正しい生活を身につけてもらうことも一つだと聞き及んでいます。

しかしながら、その授業が分かりやすく、親しみやすくしなければ、児童生徒が自分にとっては難しいものと思ってしまう、次回のオンライン授業に参加しない可能性も出てきます。

それを防ぐ為にも、今後もオンライン授業に『授業のユニバーサルデザイン』の考え方や、学校法人角川ドワンゴ学園は、ネットを活用したN高等学校・N中等部・N Code Laboを運営しており、noteの記事で、ネットの学校で行っているオンライン授業について紹介しているので、そこで活用されている手法を導入していくなど、学校現場に積極的な情報提供や活用を促す取組を行っていただくよう要望します。

8 「図書館休館に伴う子どもの読書活動について」

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また家庭学習を支援するのは学校だけでは限界がありますし、先生方は家庭訪問ができない一方、家庭にポスティングするなど多忙を極めていると聞き及んでいます。

この読書活動は、子どもだけでなく、大人にとっても大切なものであります。

他の自治体においては、感染拡大防止のための対策を講じながら、図書館のホームページを活用して、出版社無料公開など図書館ならではの情報発信を行ったり、図書館のホームページで読み聞かせ動画コンテンツを公開したり、電子書籍を活用する等の取組を行っています。

また文部科学省は学校図書館について、感染症対策を徹底した上で、例えば、分散登校日を活用したり、時間帯を決めたりして貸出を行うなどの工夫を図ることとしています。

これらについての市教育委員会としての認識と、奈良市においても早急に実施すべきと考えますがその対応についてお答えください。

「図書館休館に伴う子どもの読書活動について」(回答)

子どもの読書活動は、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなるものと考えております。

奈良市立図書館では、コロナ感染拡大防止のため、4月10日から臨時休館を行っていましたが、5月12日から、休館中にご予約をいただいております本やこれからご予約いただく本の受渡しを、利用制限を行ったうえで、実施することといたしました。

また、市立図書館のホームページ上でお知らせしております「オーディオブック」を5月1日から始めました。図書館のホームページからご自宅のパソコンやスマートフォンなどで、本を朗読CDのように聞いていただける取組です。現在、提供できるコンテンツの数は100タイトルですが、順次増やしていき、幼児から大人まで多くの方々に楽しんでいただきたいと考えております。

学校図書館につきましては、児童生徒の登校が再開されましたら、学校長及び学校図書館担当教諭などと情報を共有し、学校図書館ボランティアの協力も得ながら、換気の維持、消毒の徹底、手洗いの励行、3密の回避などの感染症対策を行い、学びの場としての環境を整え、児童生徒が安心して利活用できるように努めてまいりたいと考えております。

「図書館休館に伴う子どもの読書活動について」(意見要望)

オーディオブックの掲載は、全国的にも図書館として素晴らしい取り組みです。バリアフリー面の側面もあります。

その上で、奈良市立図書館のホームページは、他の自治体のホームページに比べて、情報量が少なすぎると感じています。

また、他の自治体では、臨時休館中でも図書館だからこそできる取組を子どもたちや大人に届けています。

例えば、横浜市立図書館では、横浜に伝わるむかし話や民話などの紙芝居の動画を公開したり、京都府図書館では出版社無料公開の情報を掲載したりしています。

今後も新型コロナウイルス感染症の第二波第三波の感染拡大も考えると、大阪市や斑鳩町で行っている電子書籍やデジター図書が有効な施策になります。

これらの検討を早期に検討することを要望し、また奈良市立図書館のホームページがより市民に親しみやすくなるよう改善していただくとともに、自ら SNS で発信し、より市民に図書館の取組などを知ってもらえるよう、Facebook の検討も要望します。

9 「図書館休館に伴う図書館職員の業務について」

令和2年3月5日付「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について」の通知において、図書館の職員を平常時には十分でなかった書庫整理やウェブ貸出等に従事させるなどの事例が示されています。

そこで、北部・西部・中央図書館において、実際に蔵書点検を行なわれたのか、されたのであればその期間も併せてお答えください。また蔵書点検が数年間において行われていなければ、今この時期に行うべきと考えますがその対応についてと、今後図書館業務もソーシャルディスタンスを重視した対応が求められますが、その対応についてお答えください。

「図書館休館に伴う図書館職員の業務について」(回答)

臨時休館をしておりました期間の図書館員の業務でございますが、蔵書点検の準備のために図書にICタグの装備を進めてまいりました。また、書庫整理、予約本の取り置き、返却ポストの本の回収などを行ってまいりました。

また、今後、図書館の開館に向け、消毒液の配備、換気の維持、清掃、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスのための椅子の配置や利用者が1か所に集まらないような工夫、カウンターにビニールカーテンの設置などの準備を進めております。今後とも、安全安心な図書館サービスを心掛けていきたいと考えております。

「図書館休館に伴う図書館職員の業務について」(意見要望)

臨時休館中の図書館員の業務について、蔵書点検の準備のために図書にICタグの装備を進めているとのことですが、ICタグの装備は、日常の図書館業務の一環であり、臨時休館中だからやっているのは説得力に欠ける回答です。

北部・西部・中央図書館のそれぞれで事情が違うと考えられますが、全館において、回答の内容通りの対応なのかもわかりません。

まず北部・西部・中央図書館において、蔵書点検がいつ行われたのかお示しいただくとともに、臨時休館中、図書館の開館や休館のあり方には利用者からさまざまなご意見をいたたいていると思いますので、今後計画的な図書館運営のあり方に反映するよう要望します。

そして図書館業務のソーシャルディスタンスを重視した対応についても、現在実施していること以外にも、全国公共図書館の動向や国などの財源を活用し、安心安全の図書館サーヒズ維持に努めいただくよう要望します。

10 「臨時休業後の学校再開の具体的な方向性と対応策について」

文部科学省は、学校再開後の指針を全国の教育委員会に提示する準備を始めています。土曜授業の導入や夏休みの短縮、ICT（情報通信技術）の積極活用などが柱となる見通しのようです。また学校での集団感染を防ぐため、「分散登校」の方法についても示す考えもあるようです。

学校教育法施行規則は小中学校の各学年、教科ごとに必要な年間授業時間を示しています。小6では年間1015コマ（1コマ45分）ですが、不測の事態なら時間数が足りなくなっても法令違反とはなりません。

休校を受け、文部科学省では、家庭学習の成果を確認し、授業の代わりとすることができるといって特例対応を取っておりますが、5月以降も休校が続けば、「1年分の授業内容をカバーしきれない」として、自治体などの判断で行うことができる措置として、土曜日に授業を行う、運動会や文化祭などの行事の実施検討、授業内容の一部見直し、ICTの積極活用などを指針として示す方向です。

一方、学校再開時の集団感染を避けるため、1クラスを数班に分け、午前、午後で入れ替え授業を行う分散登校を検討するよう自治体に提案するとのことで、教室内の人数を15人程度に抑えるため、例えば40人の学級ならば、三つに分けることを想定し、その際、教員の仕事量が大幅に増えることになるため、文科省では教員OBや学習塾関係者らを学校サポーターとして大量に雇用し、学校現場を支援する考えであるようです。

子供と教員が集まる学校は、密閉、密集、密接の「3密」が生まれやすい環境でもあります。そのため、教室の換気の徹底や児童生徒のマスクの着用など、感染防止策の徹底をあらためて指示するとのことです。

児童生徒、保護者、教育関係者など、多くの人達が今後の教育への不安をお持ちであることは言うまでもありません。特に学校現場の方々は、年間スケジュールの組立など、様々な対応が求められます。

そこで、市教育委員会として、今後の具体的な方向性とそれに伴う対応策をお答えくだ

さい。

「臨時休業後の学校再開の具体的な方向性と対応策について」(回答)

本市においては、文部科学省からの要請を受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3月2日から3月24日まで市立学校を臨時休業としました。

また、4月1日に「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、本市に近接している大阪府が感染拡大警戒地域にあたるという認識が示されたことや、本市における感染状況を鑑み、4月6日から17日までを臨時休業とし、その後、5月31日まで延長することとしました。

そして、5月14日に奈良県を対象とした緊急事態宣言が解除され、また、県内の新規感染者数や感染経路不明の感染者数はともに減少傾向にあることを受け、本市では感染拡大防止の対策を徹底しながら、市立学校を6月1日より段階的に教育活動を再開していくことといたしました。

現段階における学校再開後の基本的な考え方としては、子どもたちの健康と安全を第一に考えながら各校における教育課程の実施をすすめていくことを考えていきます。

そのためには、長期休業期間や学校行事の見直しなど様々な可能性をとおして、授業時数を確保していくことを検討しているところです。

「臨時休業後の学校再開の具体的な方向性と対応策について」(意見要望)

学校再開に向け、児童生徒のため、教育委員会、学校現場の方々が、日々様々なご対応していただき、感謝しています。

しかしながら、教育委員会と学校の現場の方々は児童生徒に対する方向性は同じ方向であるべきところ、一部乖離があるように感じています。

教育委員会は果たしてどれだけ国や県から下りてくる指示を、教育委員会で練るだけでなく、学校現場の方々にも意見を聞きながら、最終の対応策として、学校現場に下ろしているのでしょうか。

一部の対応策には、学校現場にそぐわない事例もあると聞き及んでいます。

もし学校現場に下ろしているのであれば、何かお互いに齟齬が出ている可能性もあります。

オンラインは、先生と児童生徒のためだけでなく、教育委員会と学校現場のやり取りにも積極的に利用すべきものであります。

文書や指示だけでは教育委員会の思いは学校現場に全ては伝わりません。当然子どもたちにも伝わることはありません。それはあってはならないことです。

ほんの少しでも言葉を交わすことで、その乖離は縮まり、理解が深まることもありま

す。

児童生徒に対する思いは、教育委員会も学校現場も同じであると思います。だからこそ、早急に風通しの良い教育委員会と学校現場の構築を要望します。

また、現段階における学校再開後の基本的な考え方としては、子どもたちの健康と安全を第一に考えながら各校における教育課程の実施をすすめていくことの中で、それは重要であります。学校に来ることでは、子どもたちが学べないことが、私は学校にあると思います。それについては、できる限り教育委員会もバックアップしてあげる対応を要望します。

そして、子どもたちの健康と安全と教育は触れられていますが、福祉の観点も重要でありますので、そのことも勘案した対応を要望します。

その他、令和2年5月27日付新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）に書かれている「児童生徒の自殺予防について」「児童生徒の不登校について」「児童虐待について」「児童生徒に対する差別や偏見について」の4項目を担当課は十二分に考慮に入れた対応を行うよう要望します。

最後に、今後新型コロナウイルス感染症の第二波第三波も想定されますので、この時期にオンライン授業など今回教育委員会が行った施策の検証と評価を早急を実施し、次回にはより良い体制や対応ができる状況を構築でき臨める体制であるよう要望します。